

Title	背教者澤野忠庵
Sub Title	
Author	古賀, 十二郎(Koga, Jujiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1940
Jtitle	史学 Vol.19, No.3 (1940. 12) ,p.169(549)- 196(576)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19401200-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

背教者澤野忠庵

古賀十二郎

歸化人澤野忠庵一に忠安とも云ふは、本名を Christovão Ferreira といひ、一五八〇年天正八年庚辰年葡萄牙國の Torres Vedras に生まれた人で、耶穌會の宣教師であつた。

彼が日本に渡來したのは、慶長十五六年一六一〇年の頃であつたやうで、其後、元寛の吉利支丹迫害の折にも、多年の間、霜辛雪苦、専ら布教に心を潜めてゐたが、寛永十癸酉年一六三三年に入りて逮捕せられ、九月十六日一六三三年十月十八日長崎の西坂にて、穴吊りの苛責をうけ、數時間の後、遂に棄教するに至つた。時に五十四歳であつた。耶穌會に在ること三十七年、日本にて布教に從事すること一十三年であつたと云々。Pages.

彼は、最後に日本の教區長の要職に在つたので、その棄教の噂は、東印度を経て、遠西に傳へられ、

羅馬公教徒に非常な衝撃を與へ、特に耶蘇會士たちは、其變節を遺憾となし。一六三六年十一月二日
丙子年十月五日 媽港に於ては、日本及び支那教區の巡察使マノエル・ディアズ Manoel Diaz (陽瑪諾) は、耶蘇會員を召集して、Christovão Ferreira に對して、耶蘇會より除名を宣告した。Pages.

フエレイラが、一六二七年(寛永四丁卯年)より一六三二年(寛永九壬申年)に至る期間に年報を作つた事は、パジエスの日本書目二二三及び二三八の條にて、明瞭である。即ち一六二七年十二月十四日附報告、一六二八年一月廿五日附報告、一六二九年七月二日附若松よりの報告、一六三一年八月廿日附報告などを作つてゐるのである。但し、一六三〇年には、報告を作らなかつたのか、同年の分は、記載がない。なほ一六三一年三月廿一日の葡文書翰が、パジエスの附錄に收めてある。

彼は、棄教の上に、笠頭山洪泰寺岩原郷に在りしが、後ち現在の場所に移り、海雲山普昭暉臺寺と改稱す。寛永十癸酉年(一六三三年)の頃の住持は、一庭和尚であつたの壇徒となりて、禪宗に歸依し、日本名を澤野忠庵一に忠安と稱した。 そして、宗門めあかし目明ほんじとなりて、本五島町とうまちに住み、日本女を妻として、忠二郎と云ふ子があり、其外に女子もあつた。其女子は、杉本忠惠の妻となつた。

シャアルヴォアの日本紀事、一六五〇年の條に、彼は、稀に自由を得て、長崎に居住し、破廉恥で、富裕な支那人の寡婦であつた日本人を妻としたが、長く同居もせず、又輕浮で、一定の地位に留らず、世人から擯斥されて、交る者もなかつたとある。富裕な支那人の寡婦を妻としたと云ふ事は、信じてよいかも知れない。其外は、事實とは認め難い。

測量祕辭に掲載せる七月廿五日享保十一丙午年七月廿五日ならん 蘆艸拙より渡邊軍藏宛答書に、次の一節がある。

澤野忠庵ハ、本南蠻人にて、日本へ歸化仕候而、日本形ニ成申候。忠次郎名キ居申候。京都ニ在住申候を、板倉様御所司の時分、御吟味之役ニ付、公儀より三十人扶持被下候而、長崎五島町ニ被召

置候而、宗門の目付ニ被仰付候。此相役ニ後藤了順と申者御座候。是も同前ニ御扶持被下、長崎中の宗門を吟味仕候。只今御屋敷ニ相納申候町々の宗旨踏繪帳面ハ、先年ハ右兩大方へ相納申候。此

兩人死去之後ニ子孫へ役儀相傳り不申ニ付、右之帳面皆々御奉行所へ納リ申事ニ相成候。

忠庵ハ、本夷人ニ候へとも、此方の太平記等ハ讀ほとの和才ニ相成申候由。其子を忠次郎と申候而、ヒロウトノ功者ニ而御座候。婿を杉本忠意と申候而、外科にて御座候。忠意事江戸へ被召出候由承及申候。於今家筋御座候由承置候へ共、委不奉存候。

右の援引文のうち、杉本忠意とあるは、江戸に召されて醫官となつた杉本忠惠に該當す。

△出島蘭商館日誌、一六四六年十一月十七日の條に據れば、トマ Thoma と云ふ日本人は、法王の侍従となつて、久しく羅馬に在留してゐた。彼は、從前幾度も吉利支丹である事を自訴したが、奉行は、其老齢なるを以て、事實にあらずと認め、棄置いたが、病歿した。彼は、前に一晝夜逆吊りにされてゐたが、死に至らずして、棄教した。しかし、心中には、信仰を失はなかつた。其外、なほ二人長崎に居るが、一人は、忠庵 Sjuan と云ふ葡萄牙人で、もと當地方の頭であつたが、外見は、常にきたなく、其心は黒い。今一人は、町年寄後藤庄三郎殿の兄弟で、頗る單純なる人物にして、阿蘭陀の不利益は、些もはからない。と云ふ。後藤庄三郎殿とあるのは、町年寄後藤庄左衛門貞朝に該當す。その同胞と云ふのは、即ち後藤了順に外ならぬのである。後藤了順は後藤宗印の子であつた。

△盧艸拙は、澤野忠庵が、日本形になり、忠次郎と稱してゐたと記してゐるが、それは、甚だ疑はしい。棄教して、吾邦に歸化してより後は、忠庵と稱してゐた者と思ふ。

△出島蘭商館日誌、一六四三年三月十七日の條に、リスボン生まれの Ferreira は、四日間逆吊りにされて、ローマ教の信仰を棄て、

今長崎に居住し、Juanと稱してゐるとある。○○○○生まれとあるは、誤りならん。

△忠庵と云ふ名は、出島蘭商館日誌には、Sjuan, Sjouan, Joan, Juanなどとある。シャアルヴォアには、Yedo Tzua(江戸忠庵)、モンタヌスには、Sjovan, Valentynには Joan いわゆ。パシエスの日本吉利支丹宗門史の註には、Juan de las Llaves(鍵のフアン)と西班牙語風に記してある。忠庵が宗門日明であつたから、斯く稱した者であらう。江戸忠庵とあるのは、忠庵が江戸に赴いた事があつたので、斯く稱した者と思はれる。

彼は、寛永十三丙子年九月一六三六年顯偽錄と題せる破邪顯正の書を著した。本書の終に、次の如く記してある。

右之一冊者、鬼利志端宗門、舉所祕之大綱、而顯眞偽、論是非矣、故名曰顯偽錄矣、細欲記之、不解文字、審欲言之、依五音別而寡義乎、雖然蘊奧都有此卷中、衆人錯無疑着之矣

干時寛永十三天龍集丙子九月吉旦

フルツガル國ノ住人、日本天河司罰天連、キリストワン・ヘレイラ改宗旨作禪宗忠庵誌焉

忠庵は、本書の自序に於て、次の如く述べてゐる。

某南蠻ノ僻地ニ生レ、迷邪路、不知正路、恰檜板漢如不知其左右、似守株待免者也、吾若年之時ヨリ鬼利志端宗旨ノ教ヲ而已業トメ、竟ニ出家ヲ遂ケ、爲長此道ヲ日本ニ弘メント思フ志深クシテ、數千萬里ヲ遠トセス、日域ニ至リ、此法ヲ萬民ニ教シカタメ、多年ノ間、不厭飢寒、勞苦山野隱形、

不惜身命、不怖制法、東漂西泊メ、此法ヲ弘ム。然ハアリト云ヘ凡、日本ノ風俗ヲ見、儒釋道之理ヲ聞、千分カ一曉其旨、悔迷改非、爲是吾鬼利至端ノ宗旨ヲ捨て、釋氏ノ教ニ心ヲ留故、鬼利志端謐奥之所、此ヲ是トスルニハアラサレ凡、非ヲ説テ理ヲ知センタメニ、アラ／＼言顯テ、又鬼利志端宗旨トナツテ、邪法ニ習差シヌル萬民ノ戒トス。

右の援引文のうち、「日本ノ風俗ヲ見、儒釋道之理ヲ聞、略悔迷改非、爲是吾鬼利至端ノ宗旨ヲ捨て、釋氏ノ教ニ心ヲ留」とあるのが、澤野忠庵の棄教の理由とする所である。

向井玄松は、その乾坤辨説の序に於て、顯偽錄の事に一言及んでゐる。曰く。

當此之時、忠庵首以蠻法自任、微服潛行、山食野臥、以俟時者若干年矣、然萬國一統之乾綱正張、而無漏網之潛魚、於是忠庵悔改過、著顯偽錄一篇、以奉上、遂出耶蘇歸我道、而爲治世之民俗。しかし、これは、忠庵の棄教の理由には觸れてゐない。忠庵は、十分に其の棄教の理由を聲明すべき筈であつた。彼の顯偽錄は、一つ破邪論であると同時に、其の棄教の聲明書たる可き筈であつた。

忠庵は、顯偽錄の末に、「細欲記之、不解文字、審欲言之、依五音別而寡義」と述べてゐる。然らば、忠庵は、自國語即ち葡萄牙語を以て、十分に破邪論を記述し、其の棄教の理由を堂々と聲明すべきであつた。さうしておけば、それを、當時葡萄牙語に熟達せる日本人に翻譯させる事もできやうし、また百世の後、それを讀みて、彼の心境を窺知することを得しめたであらう。

顯偽錄の内容を通覽するに、その本文は、ある吾邦の學者が、忠庵より聽取つた事を取捨し、多少加筆したもので、忠庵の云はんと欲する所を能く盡した者とは考へ難い。

或は顯偽錄は、長崎奉行所に於て檢閱し、その原文の内容を、或は省略し、或は抹殺し、或は増補した者かも知れない。

予輩をして想像せしむれば、忠庵は、後年佛蘭西のヴォルテール Voltaire が、孔子の教に非常な共鳴を持つてゐたのと同一轍に、孔子の教に或程度まで動かされてゐたのではあるまいかとも考へてみたい。

Voltaire は、儒教には、迷信なく、莫迦げた傳説もなく、道理や自然を侮辱する教義もなく、歐洲の宗教の如く、宗論を惹き起すこともなく、宗教戰爭を誘發する憂ひもなき事など指摘して、儒教に禮讚をなしてゐる。

忠庵は、西葡兩國間に於ける東西假想境界線問題、耶蘇會と自餘の聖ドミニコ、聖フランシスコ、聖アゴスチニヨ、三派との確執、純朴なる吉利支丹の殉教の連續、其他、其頃の布教上の色々の弊害を十分に看觀して、日本國民の美風を認識し、儒教や佛教に轉向し、特に禪宗に葵傾するに至つた者ではあるまい。

彼は、天文學、醫學、藥學などを心得、寧ろ科學的思想が發達し、すべて實證に重きをおく傾向があ

り、理性主義の強い人であつたやうで、棄教する前から、既に心が動いてゐた者ではあるまい。

彼と洪泰寺更に皓臺
寺と改むの住持一庭との關係は、よく分からぬが、彼の撰述に係る天文書を光源寺の住持松吟和尚が和文に綴つた事から推して考へてみると、彼と松吟和尚との間柄は密接であつたらしく、彼は、佛教に對しても相當に理解をもつてゐたやうにも思はれる。

正保四丁亥年一六四
七年 雪窓和尚が長崎に來て、興福寺に於て、破邪の大說法を試みた事があつた。そして、在長崎大明興福禪寺說法筆記を書き遺した。自序の末に、正保第四龍集夷則
上解、再住妙心、雪窓題とある 其折、忠庵は、雪窓和尚に會見した事であつたらうと思ふ。

雪窓和尚は、紅毛船を見物した。其折、紅毛人は、船の梯子の綱を白麻布で巻かせた。雪窓は、紅毛船の清潔で堅固であるのに、西班牙船は、汚く、恰好あしく、且つ餘り堅固でないと批判した。彼が長崎に來たのは、ローマ教の信者が残つて居れば、之を佛教に轉宗せん爲めであつた。彼は、奉行、其他諸人より非常に尊敬され、說教の折には、非常に多數の聽衆が雲集した。彼は、肥満して、つやくしく、頭大きく、耳朶は立ち、頬の上まで延びてゐた。大衆は、彼を知識に於ても、また容貌に於ても、異常と認めてゐた。〔出島日誌、一六四七年七月十七日の條参照〕

忠庵が、穴の中に逆吊りにされて、五時間あまりの後、遂に棄教したのは、たゞ苛責の苦みの爲め、或は生命惜しさの爲めばかりであつたとは考へ難い。棄教の原因は、決して單純なものでは無く、複雑であつたに相違は無い。教區長 Christovão Ferreira の棄教は、耶蘇會には、非常な衝撃を與へ、雪辱のために、敢て日本に潛入して、殉教する者が踵を接した。それのみならず、フェレイラが再び改心し

て、遂に殉教するに至つたと云ふ説が唱道さるゝに至つた。

クラッセーは、その著日本西教史に於て、Christovão Ferreira が、棄教をなし、後に改心の上、殉教をなしたと述べてゐる。次の譯文は、明治十一年太政官翻譯
係譯述に係る日本西教史より引用す

耶蘇教社ニ、クリストフ・フェレイラト稱スル賢明ノ良師アリ。夙ニ日本ニ入り、宣教ニ從事スル二十四年、多ク國民ヲ教化シ、其功鮮少ナラズ。然ルニ、年老テ氣力ヲ失ヘルカ、將タ多年ノ辛苦ニ疲勞シテ、信心ノ衰ヘシカ、半途ニシテ業ヲ廢シ、大不信心ノ罪ニ陥レリ。

千六百三十三年ハ、靈牧盡ク驅除セラレ、日本教會ノ大凶年ナリ。此歲フェレイラ師モ、諸師ト同ク捕ヘラレ、坑刑ニ處セラレ、諸師ト同ク倒懸セラル。諸師ハ、九日、或ハ十日ヲ經ルト雖モ、屈セスシテ死シ、フェレイラ師獨リ、三四時ニシテ、痛苦ニ堪ヘス、赦罪ヲ請ヒ、死後聖師ノ殊號ヲ得ル能ハズ。生時背教者ノ汚名ヲ取レリ。

時ニ長崎ニ在リ、刑場ニ會シ、師ノ坑中ニ吊セラレシヲ目擊スルコ二三時、即チ發航シテ、阿瑪港ニ歸リシ葡萄牙人ハ、皆以爲ク。師ハ已ニ死ニ濱、スト相傳ヘテ、師ノ殉教ヲ榮トセルニ、豈ニ圖ランヤ、忽チ師ノ半途ニシテ赦ヲ請フトノ報ヲ得テ、衆皆愕然タリ。

耶蘇教社ノ者ハ、常ニ教敵ト拮抗シ、節ヲ重スルノ心激烈ニシテ、斯ノ如キ所爲ヲ論スル片ハ、毫モ寛貸セザル習ナリ。故ニ此墮落ノ話說ヲ、日本ハ勿論、印度ニ傳ヘテ、睡ハキ罵ルノ情況ハ、實

ニ想フベシ。凡ソ其悪ム所ノ者ノ過失ヲ倍蓰シテ語ルハ、人ノ常ナリ。故ニ或ハ師既ニ妻ヲ娶レリ。ト云ヒ、或ハ否ラスト云ヒ、或ハ將軍ヨリ大祿ヲ受ケタリト云ヒ、或ハ窮シテ乞焉トナレリト云ヒ、或ハ社ヨリ永ク放逐セラレタリト云ヒ、或ハ日本ニ仕ヘテ官職ヲ得タリト云ヒ、人ヲシテ、何レヲ實トシ、何レヲ虛トス可キヤヲ知ラザラシムルニ至レリ。

余ハ、是等ノ話說ヲ以テ、悉ク疑フ可クシテ、信ス可ラサルモノトス。

抑々フエレイラ師ノ墮落ハ、猶日月ノ蝕ノ如キノミ。然ルニ、從來耶蘇教社ハ、禍難ニ臨テ、常ニ猛將アルヲ見テ、弱卒ヲ見ルコナシ。故ニ師ノ墮落ヲ憤ルコ殊ニ甚シク、切歎扼腕、日本ニ住テ、此懦夫ヲ伴ヒ還ラント請フ者數多ナリ。

彼ノ坑中ニ死ヲ遂ケシカス、イ師ノ如キハ、氣息ノ斷ユルマテ、フエレイラ師ヲ諫メ、再ヒ死ニ就テ、過失ヲ償フ可シト曰ヒ、阿瑪港ノ諸師ハ、一歳間讀經ト非常ノ責身ヲ行ヒ、師ノ改心ヲ祈レリ。此レニ由テ思惟スレハ、此諸師ノ哭泣哀痛、食ヲ斷チ、體ヲ撻ツノ苦心ヲ、天主豈ニ納受モザルアランヤ。

フエレイラ師ハ、聖教ヲ背叛セシヨリ以來、悔悟ノ心自ラ譴責シ、造次モ休スル時ナク、憂鬱以テ日ヲ消セリ。

長崎ヨリ阿瑪港ニ還リシ葡萄牙人アントワーヌ・シルヴハ氏、書ヲ寄セテ、其惡評ヲ報セシ時、使

者ニ謂テ曰ク。余今筆紙墨ヲ奪ハル、故ニ答書ヲ寄スルヲ能ハス。子余が爲メニ、シルヴハ氏ニ語レ。余ノ志操ハ、舊時ニ變ルコナシ。時至レハ、必此言ノ眞ナルヲ證セント欲シ、只之レヲ天主ニ祈ルノミト。

蓋師ハ既ニ背教ノ誓ヲ爲スト雖モ、日本ニ潛伏スル諸師ノ姓名所在ヲ告ケス。又之レヲ隱匿セル者ヲ告ケス。故ニ尙ホ國人ノ嫌疑ヲ受ク。自餘ノ背教者ノ如ク、全ク自由ヲ得ザリシナリ。

又日本ヘ往テ互市ヲ營ム歐洲ノ奉教者ト語ル時ハ、師、常ニ嗚咽涕泣シテ、實ニ愍ム可キ狀態ナリシト云フ。難ヲ避ケテ阿瑪港ニ來リシ日本ノ婦人、語テ曰ク。師常ニ念珠ヲ手ニシ、婦人ニ請テ、經堂ニ於テ行フ如ク、聖若翰師ノ福音書ヲ讀誦セシメタリト。師ノ齡既ニ八十二餘リ、自ラ以爲ク、舊惡ヲ償フノ時至レリト。殊ニ年老ノ身ヲ以テ、病牀ニ起臥シ、天主ノ裁判廳ニ出ルノ日方サニ近キニ在リ、恐懼ノ心自ラ禁セズ、悔罪ノ語ヲ高唱セリ。茲ニ隣人ノ聞キシ所ヲ錄ス。

嗚呼吾、槿花一朝ノ浮生ヲ貪テ、神聖ノ教法ヲ棄擲セシハ、抑々何事ソヤ。實ニ悔悟憂苦ノ至ニ堪ヘス。願クハ、吾ヲ生シ、吾ヲ濟スルノ大天主、吾カ大罪ヲ宥恕シテ、此老體ニ氣力ヲ授ケ、教法ノ爲メニ、命ヲ致シ、靈德ヲ發揚シ、罪障ヲ消滅スルヲ得セシメヨト。

又曰ク。

願クハ、天主、至仁ノ救護ヲ垂レテ、此身ヲ受納シ、能ク慘刻ノ苦責ニ耐ヘテ、教法ノ直正ナル

ヲ證シ、敬神ノ赤心ヲ表スルヲ得セシメヨト。

隣人ハ、佛法ノ信者ナリ。故ニ此語ヲ聞テ、其變心ヲ猜シ、走テ官ニ告ク。官吏、師ノ家ニ就キ、其憂苦ノ事由ヲ質シケレハ、師ハ、之レニ告ケテ曰ク。吾ハ、死ヲ懼レテ、天地ノ造化主宰タル眞神ノ教法ヲ棄絶セシ其罪ヲ悔ユト。官吏、大ニ笑テ曰ク。汝老耄シテ、精神錯亂セルナリト。師曰ク。吾決シテ耄セズ。今述ル所ハ、本心ヨリ出ルナリ。卿等、吾カ爲メニ、官ニ告ケヨ。吾、大ニ教法ニ違反セシヲ悔ヒ、天主ノ爲メニ死ヲ致サント欲ス。抑々吾カ崇信スル所ノ神ハ、天地唯一ノ造化主ニシテ、其教法ニ從ハザレバ、救護ヲ得可カラズ。日本ノ教法ノ如キハ、僞教ナリ。魔法ナリ。之レニ迷ヘハ、永劫地獄ノ底ニ沈ム可シト。

官吏、之レヲ聞キ、府尹ニ訴ヘケレハ、府尹ハ、廳ニ出テ、證人ノ口供ヲ徵シ、再ヒ坑刑ヲ命ス。捕卒、命ヲ受ケ、師ノ家ニ來リ、師ヲ捕フルニ、其病テ步スル能ハザルヲ以テ、繩ヲ以テ拉シテ、刑場ニ引クニ、師ハ途上ニ於テ、高聲ヲ發シ、天主教ノ外ニ眞ノ教法ナキヲ宣言シ、又天主ノ恩恵ヲ以テ、斯ノ如キ苦責ヲ受クルヲ謝シ、又奉教者ニ逢ヘハ、固ク教法ヲ守テ、死ヲ畏ル可ラスト獎勵シ、言語激烈、恰モ火焔ヲ吐クガ如シ。八十歳ノ病翁ニシテ、人生ノ至難ニ堪ヘ、屈服セザルヲ見ル者、皆舌ヲ卷テ驚嘆セリ。

刑場ニハ、一坑ヲ穿チ、周圍ニ三本ノ柱ヲ樹テ、其末ヲ又交シテ、師ノ兩足ヲ縛シ、倒シマニ坑中

ニ吊リ、體ヲ沒シテ、脚ヲ見ハスノミ。師々、只天主ト基督ノ名ヲ稱シ、崇神贖罪ノ實効ヲ立テ、三日ノ後、死ヲ至セリ。

世或ハフエレイラ師ノ改心殉教ノ實說ヲ滅シテ、虛傳ヲ爲スモノアリ。然レ凡、此說ハ、許多ノ方正公直ノ人ノ公證ヲ爲ス所ニシテ、又刑場ニ會スシ人ノ保證スル所ナリ。加之、此事ヲ報セシ書牘アリ。此事ヲ記セシ書籍アリ。虛傳ヲ爲ス者ハ、獨リ天主教ヲ敵視スルノ徒ノミ。

若シ夫レ一時ノ棄背ヲ以テ、柔弱トスレハ、之レヲ挺起スル力ノ大ナルヲ驗ス可シ。是人類ノ無力ナルヲ證シ、併セテ天主ノ有力ナルヲ證スル所以ナリ。抑々師ノ宗教ヲ棄背セシバ、強健ノ時ナリ。而シテ其起立セルハ、老衰ノ日ナリ。是豈ニ人力ノ能クスル所ナランヤ。嗚呼天主ノ慈仁ハ感歎ス可ク讚美ス可シ。以下略

Leon Pages も、その日本吉利支丹宗門史に於て、クリストワソ・フェレイラ Christovão Ferrera の棄

教に就いて、次の如く述べてゐる。左に援引する譯文は、吉田小五郎氏の日本切

偶像崇拜の徒は、この破滅を喝采すれば、イエズス會では、實に苦い涙を流した。然し、その會員の祈りと、日本の最初の使徒聖フランシスコ・ザベリオの代願は、他の宣教師の犠牲の代價で、精神的に死んだ不幸な背教者を復活させた。クリストナル・フェレイラは、二十年後に、その立返りと殉教とによつて、イエズス・キリストの教會と、彼が屬するイエズス會を慰めた。

註四〇 ハンガ神父は、(Lisboa, P. 366.) は、その嘆稱すゞき反省に就いて書いた。

「11十年以上の間の布教の働きで、多數の人々を改宗させ、天主様のために耐へ忍んだ。かゝる迫害と恐怖の終りは斯くの如くであつた。天主様が、御手を以て、我等を保ち給はんことを、その御手の他に安全な助は絶対にない。何故ならば、若い時から、かく聖なる修道會に育てられ教へられ、航海上に於ける暴風、迫害に試練された人、言ひ難き陸上の危険を経験した人、天主様のために死に曝されるのみを望む人、このやうな人が、かゝる悲惨に破船して自分が感化したキリストian達を甚しく躡かせたことは事實である」

更に下の處でイエズス會のことを次の如く語つた。「あゝ天主様の御裁きの高く深く計り難きことよ。この窮屈な肉體に、生きる間に、怖れ震え、謙遜のことの外に、安全な道は絶対にない。この妙なる修道會（イエズス會）は、無數の捷利に冠せられ、地球の四大洲に於て、かくも有名な修道會であつた」——この雲が來て暗くした。

即ち、ペジュスはフニエラが、棄教してより二十年後に殉教したと說いてゐるのである。

なほ、ペジュスは、その日本書¹、11111に於て、次の如き註を與へてゐる。

Le P. Ferreira, né à Torres Vedras en 1580, martyr au Japon en 1652.

即ち、フニエラ神父は、一五八〇年天正八年 庚辰年 葡國 Torres Vedras に生れ、一六五一承應元年 壬辰年 日本に於て殉教したと記してゐるのである。

葡國文書の中にも、彼の殉教の報告があら、Antonio da Costa Renuchio の記述に係る Certidão de

Gloriosa morte do Padre Christovão Ferreira 其他がある。岡本良知氏のボルトガルを訪ねる
(昭和五年十一月、日葡協會發行)

しかし、これらの殉教説をへつがくす記事が、Valentyn の日本圖、一六五〇年十一月六日の條に

掲載してある。

Den 6 den November is afvallige Jesuit Padre Joan, die zig omtrent 40 jaaren hier onthouden heeft, overleden.

十一月六日、約四十年此處に在留してゐた背教せる耶蘇會神父 Joan は、死去した。

即ち背教者忠庵が、日本に居る」と約四十年にして、一六五〇年十一月六日を以て逝去したと云ふのである。

ペジエスは、忠庵の生誕の年を一五八〇年に作つてゐる。果して然らば、忠庵は逝去の折には、七十歳であつた筈と考へねばならぬ。

一六五〇年十一月六日は、慶安三庚寅年十月十三日承應元壬辰年に該當す。ペジエスの與へてゐる歿年即ち一六五一年早い。但し、ペジエスは、歿年のみ與へ、月日を記してゐない。

クラッセーは、フュレイラ即ち澤野忠庵の歿年齢を八十に餘りと云ひ、また八十歳の病翁と記してゐるが、歿年月日を與へてゐない。

要するに、新教徒たる紅毛人の記述には、歿年月日を與へ、羅馬公教徒たる人々のそれには、歿年月日の記載がない。

隨つて、予は、長崎の禪宗の寺院の過去帳を取調ぶる必要ある事を感じ、先づ皓臺寺の過去帳をしら

べてみた。それは、二十年餘り以前の事であつた

皓臺寺過去帳、慶安三庚寅年十月十一日の條に、忠安淨功信士、本五島町、忠安とありて、歿年齢は缺けてゐる。それから、翌慶安四辛卯年七月廿九日の條に、月盛淨江信士、本五島町、澤野忠二郎とある。

これにて、澤野忠庵忠安は、慶安三庚寅年十月十一日を以て永眠し、其子忠二郎は、慶安四辛卯年七月廿九日を以て歿した事が、明白である。

それで、Valentyn が、忠庵の逝去を、一六五〇年十二月六日、即ち慶安三庚寅年十月十三日の事に係けてゐるのは、誤りで、一六五〇年十二月四日と訂正すべき者である。或は、忠庵の逝去は、慶安三庚寅年十月十三日を以て、正式に發表された者かも知れない

由是觀之、澤野忠庵は、決して殉教した者では無く、天壽を全うして病歿した者である事が、明確である。そして、其子忠二郎は、翌年に歿したのであるから、長崎に於ける忠庵の直系は斷絶し、後年幕府の醫官に援擢された杉本忠惠の妻によりて忠庵の系統が續き、以て今日に至るのである。

東京の品川東海寺境内、定惠院院と改むに、後ち圓明に、幕府の醫官となつた杉本忠惠、其他、合せて六名の合祀塔がある。その最初に、忠庵淨光先生とある。これは、澤野忠庵の法名に外ならぬのである。但し、長崎皓臺寺の過去帳に、忠安淨功信士とあるのを、斯く改めた者と考へたい。

杉本家第二代元真初め忠恩、更に忠惠と改むは、谷中の本立院に葬られた。爾後、杉本氏は、代々此處を葬地としてゐた。

二

長崎にて、假名天文鈔、または三國運氣通要鈔とも題せる書二冊が、諸人により寫し傳へられて、世に行はれてゐた。これは、江戸より長崎に西下せる醫師淺野長濟の需めに應じて、宗門目明であつた歸化葡萄牙人澤野忠庵の編述した者であつた。

忠庵は、日本文字を讀む事はできたが、和字を綴ることはできなかつた。それで、光源寺の住持松吟和尚が、忠庵の蠻字で記したのを筆譯した。それを、世に光源書天文書と稱してゐた。

松吟和尚の筆譯した直筆本は、代官末次平藏方へ納められ、享保の頃には、吉村郷右衛門その祖父は、町使の役を勤めてゐたと云ふなども所持してゐた筈と云はれてゐる。

それから、向井元升が、忠庵の天文書を辨破して、それを乾坤辨説と題した。それは、四冊であつたと云ふ。

以上は、測量祕辭の説に外ならぬのである。

然るに、文明源流叢書大正三年一月發行に收めてある乾坤辨説の序文には、次の如き記事がある。

寛永廿年癸未、筑之前州大島之海上、卒然怪船漂蕩、大島戍長忽視執之、以狀聞焉、其人十有餘人、皆蠻僧破天禮鬼利支端之徒也、筑前之太守源忠之公、令士擒捉、寄之長崎奉行所、以達江武井上筑後守基宗公、基宗公下之於獄、不數歲皆自悔非謝罪、改鬼利支端、而爲我民俗、破天禮長老有精天文者、乃以天文書進上井上筑後守基宗公、二三年之後、基宗公令忠庵譯之、譯功漸成、進上其書、卽此篇也、蓋南蠻學家天文地理之說、悉載此書、其草稿猶在忠庵家、終篇譯以倭語、書以蠻字、吾人雖博學之士、不能讀之、唯通辭西吉兵衛能讀蠻字、長崎奉行所、置此書於西吉兵衛家、不敢許人之見、其命嚴矣、明曆丙申之冬、長崎奉行甲斐庄喜右衛門尉橋正述公、命僕及西氏倭書之、吉兵衛乃讀字、僕以倭字寫之、重命僕考辨此書、夫蠻學之爲術、未曾知理氣陰陽、惑五行之說、是故其教不道、窮理盡性之間學、徒就形器之上、以論之而已、是以天地之形體、日月之大小、運行之度數、晝夜之際限、雖稍詳、而形而上之義、則晦盲不明、否塞不通、遂執形器之說、以爲至矣、所以其爲異端邪說者、職此之由也、孰云蠻學能解天文地理耶、今悉考辨、以附各條文後、或其不誤者、存而稱之、非敢爲臆說以詰之、皆有所由也、凡所加考辨、闢蠻學之非而已、至於乾坤正說、原自一家、不敢附於此云、吾人專學之士、更加討論修飾、以教後人無蠻學之惑、不亦善矣、顧忠庵蠻稿、雖旣脫機、未顯而斃、今號曰乾坤辨說。右本文中、蠻字に作るべきを、蠻學と誤植せる分は、訂正しておいた

そして、この序文の終末に、時明曆己亥九月望日、肥陽長崎、向井玄松序と記してある。

前記援引文に據れば、寛永二十癸未年^{一六四}筑前國大島に漂蕩せる伴天連教弟などの中に、天文學に精通せる破天禮^{デレ}の長老がゐたが、後ち宗門奉行井上筑後守に、天文書を進上した。其後、二三年にして、井上氏、澤野忠庵に命じ、之を翻譯せしめ、忠庵は、脱稿の上、之を差出した。それは悉く羅馬字綴りの日本文であつたので、蠻字を知らざる者は、之を讀むことができなかつた。

長崎奉行所に於ては、忠庵の譯稿を通詞西吉兵衛に保管せしめて、他見を許さなかつたが、明暦二丙申年^{一六五}に至り、長崎奉行甲斐庄喜右衛門正述は、西吉兵衛及び向井玄松^{更に元升と改む}に命じて、之を和字に書き改めさせる事にした。乃ち、西氏は羅馬字綴りの和文を読み、向井氏は和字を以て之を寫した。尋いて、向井氏は、更にその考辨を命ぜられたので、之を辨破して、乾坤辨説と題する事にした。忠庵は題名を與へずして、歿した。と云ふのである。

それから、忠庵の序の終末に、于時慶安三年月日、忠庵序とありて、月日は、明記されてゐない。

忠庵の序の終末に、慶安三年月日とあるのを信じて差支ないとすれば、その天文書は、慶安三庚寅年^{一六五}〇年に入りてより後、十月永眠する迄の期間内に於て脱稿せる者と認めねばなるまい。

なほ、向井氏の序文の終末に、「時明暦己亥九月望日」とあるが、明暦には、己亥と云ふ干支は無い。若し干支が正確であるとすれば、萬治己亥、即ち萬治二己亥年に該當する事になる。果して然らば、向

井氏は、萬治元戊戌年長崎より京に移住し、萬治二己亥年には京都に居住してゐたので、干支と居住の

場所とが矛盾する事になる。

向井氏の序文に、明暦二丙申年の冬、長崎奉行甲斐喜右衛門の命によりて、忠庵の蠻字天文書を和字に書き改め、更に考辨を命ぜられたとあるが、それに相違ないとすれば、向井氏の乾坤辨説は、明暦三丁酉年には、脱稿してゐた者であらうと考へられぬ事もあるまい。

それから、向井玄松の序文と云ふのは、向井氏の記述せるまゝの原序文とは信じ難い。

西祐藏の由緒書には、次の如く記してある。

曾祖父西吉兵衛、承應二癸巳年

黒川與兵衛様
甲斐庄喜右衛門様

御支配之節、父跡役大通詞被仰付、明暦二丙申年、

甲斐庄喜右衛門様御在勤之節、南蠻文字之天文書和解被仰付、吉兵衛南蠻文字を讀、長崎儒者向井玄松和字を以寫之、乾坤辨説を申倭書翻譯仕、差上申候。其書無他見祕藏可仕様ニ被爲仰付候。

依之私迄代々今ニ所持仕居申候。寛文九己酉年、松平甚三郎様御在勤之節、首尾能御暇拜領仕、拾七年無恙長崎勤役仕候。延寶元癸丑年、江府え被召出、渡邊大隅守様
青木遠江守様宗門御役之節、阿蘭陀參勤、

通詞目付役被仰付、並外科を兼、御米御扶持頂戴被爲仰付、西久保え御屋敷拜領蒙仰、西玄甫と改名仕、貞享元甲子年迄、十二年無恙江府相勤、病死仕候。

右の引用文中、「和解」「翻譯」などとあるのは、面白くない。しかし、西氏が忠庵の蠻字天文書を讀み、向井氏が之を和字に寫した事には、疑義を挿む餘地は無い。

然るに、測量祕辭に掲載せる盧艸拙より渡邊軍藏あて書面七月廿五日附、享保十一丙午年ならんには、「且又此二冊光源寺天文書をいふの書の内を段々舉申候而辨破致候書物を乾坤辨説と申候て、四冊御座候」とある。

即ち、西氏が忠庵の蠻字天文書を読み、向井氏が之を和字に寫した事には一言も及ばず、向井氏は松吟の筆譯せる光源寺天文書に據りて、その内容を辨破した者と考へてゐるやうである。

それのみならず、盧千里が養父盧艸拙の指導によりて編修せる長崎先民傳、醫術、西玄甫の條に於ても、西吉兵衛即ち玄甫が忠庵の蠻字天文書を読み、向井玄松が之を和字に寫したと云ふ事などは、微塵も顧られず、たゞ西玄甫が忠庵に南蠻醫術を學びたる事のみ記述してある。そして、同書、流寓、向井元升の條には、「所著乾坤辨説行世」とある。

果して然らば、此點に於て、盧艸拙の説は、誤謬に墮してゐるやうである。

西吉兵衛、即ち玄甫は、ひとり南蠻醫術に止まらず、なほ天文學に於ても亦澤野忠庵の指授を受けた者であらうと推測したい。

向井玄松の序文に據れば、寛永二十癸未年一六四六年筑前國大島に漂着せる伴天連、いるまんなどの中に天文學に精しき伴天連長老ありしが、其伴天連より宗門奉行井上筑後守に進上せる天文書を、井上氏の命によりて、忠庵が翻譯したのが、即ち忠庵の天文書であると云ふ。

しかし、忠庵の天文書の本文は、その内容より推して、西書の翻譯とは認め難く、寧ろ忠庵の編述と

謂ふべき者である。但し、忠庵は、筑前大島に漂着せる伴天連長老誰に該當するか 詳らかならずより井上氏に進上せる天文書を参考書として用ひたのかも知れない。

忠庵は、自己の説を述べ、支那天文學の舊説をも参照し、なほ、ひとり astronomy ばかりでなく、astrology をも取扱ふてゐる。要するに、忠庵の説は、トレミイの天學説に依據してゐる者と謂はねばならぬ。

忠庵の天學説に對する向井玄松の辨破は、全く理氣陰陽五行の説を基本となせる者で、その天文學の知識の陣腐にして、且つ淺薄なる事は、もとより多言するまでもない。

しかし、向井氏は、林羅山などより遙かに進んでゐる。即ち、向井氏は、南蠻天文學の説に悉く反対してゐるのでは無く、或點に於ては、贊同の意を表してゐる。

要するに、向井氏は、支那天文學の崇拜者で、理氣陰陽五行の説を墨守してゐるが、南蠻天文學に優秀なる點ある事を認識せざるを得ざるに至る程、それだけ既に南蠻天學説の感化を受けてゐた者と考へねばならぬ。

盧千里の長崎先民傳、流寓、向井元升の條に、次の如く記してある。

向井元升、字以順、肥前佐賀人、慶長癸丑年、五歳、隨父兼秀來崎而寓焉、稍長依林先生傳天文學、以儒醫名、萬治元年、移業京師、延寶五年卒、年六十九、所著乾坤辨說行世。

林先生とあるのは、林吉右衛門に該當す。林氏は、天文、地理、星宿、暦法などの學に精通し、その門下に從遊せる者の中には、小林謙貞、小野昌碩、吉村長藏、胡麻屋了益、朝日玄育、本山作左衛門、金屋孫右衛門、三島吉右衛門などがあつた。

林氏は、其名が吉利支丹の黨籍に列りしため、正保三丙戌年四月六日一六四六年を以て、刑死したと云ふ。長崎先民傳

向井元升は、林氏に依りて、南蠻の天文學を修めたと云ふ。果して然らば、南蠻天學說を多少心得てゐた筈と思ふ。それにしても、彼の天學知識は、案外に淺い。所詮、支那天文學の舊說を尊奉する者とより外に謂ひやうがない。

忠庵の子忠二郎は、ピロウト (Pilot) の術即ち按針術に達してゐた。測量秘辭 按針術は、航海の術で、天文學の知識を要するのであつた。彼は、父忠庵に南蠻の天文學を學んだに相違は無い。但し、忠二郎は、父忠庵の永眠した慶安三庚寅年一六五〇年の翌年即ち慶安四辛卯年一六五一年に歿した。

西吉兵衛後ち玄甫と云ふも、忠庵に就きて、天文學を修めたと思ふが、彼は、専ら醫術に身を委ねたので、天文學にどれほど造詣があつたか、分からぬ。

澤野忠庵は、醫術にも達してゐた。測量祕辭にある盧艸拙の答書に、「忠庵は終に天文の弟子ハ無御座候。外科の弟子は多御座候而、於今吉田家の祖と致被申候」とある。

吉田家とあるのは、忠庵の弟子吉田自休の養嗣にして、幕府の醫官となつた吉田自庵の養子吉田昌達（初め自碩と云ひ、更に自菴と稱す。坂田氏）をいふのに外ならぬ者と思ふ。

忠庵は、南蠻流の醫術を修めたのであつたが、寛永十八辛巳年一六四 紅毛人が平戸より長崎の出島に移りてより後は、來舶の紅毛醫師に接近して、醫學、藥學、其他に就いて質し、或は紅毛醫師の手術などを一覽した事もあつた。これは、遠西文化の進歩に遅れざるやう、かねて心がけてゐた者とも謂へやう。

出島蘭館日誌、一六四八年七月十二日慶安元戊子年五月廿二日 の條に、澤野忠庵が、奉行所の上役人二名と共に、出島に來りて、紅毛醫師に多數の藥草の效能、また其の列舉せる諸病に用ふるものに就いて質した事が記してあり、西暦七月廿六日日本曆六月七日 の條には、井上筑後守の一僕が、三年の間、脚の創が開いて、一向癒へないので、治療を受くるため、通詞と共に、出島の蘭館に來たが、其折、澤野忠庵は、紅毛醫師の治療を見て、必要あらば、自ら行ひ得るやう、側に附添ふてゐた事など記してある。この紅毛醫師は、上外科醫 Mathys Groussen であつたらしい。

出島蘭商館日誌、慶安元戊子年一六四 の條に、忠庵が、井上筑後守の家來と共に、出島に來て、井上

氏の註文の藥匣を一覽して、之を受取つた事

一六四八年九月二十三日(慶安元戊子年七月十日)の條

忠庵が井上筑後守の家來と共に、井

上氏のために、集熱凸鏡即ち擴大鏡數箇と蘇枋木の見本を取りに、出島に來た事

一六四八年十月七日(慶安元戊子年八月廿一日)の條

元戊子年八月廿一日(慶安

集熱凸鏡即ち擴大鏡の雛形四箇、内二箇は圓く、二箇は方形であるものを描き、製作ができるならば、

この型が欲しいと云ふ事、また望遠鏡は去年送られた者に依りて、部分的に見ゆる大きさで、月を一度に見ることを得るもので、なるだけ美麗なものを求むる事など記した書付を一通、出島に持參した事

一六四八年十月十八日(慶安元戊子年九月一日)の條

忠庵が一角(eenhoorn)を出島に持參して、甲比丹及び紅毛船の藥劑師に之を見せて、

之を何と考へ、また此くの如き者を度々見たかと尋ね、甲比丹は、これは犀角で、之より一呪長く、四

呪のものがあると答へた事、また其翌日、忠庵が、井上筑後守の珍藏に係る犀角を、甲比丹にを見せた事

一六四八年十月二十六日、廿七日(慶安元戊子年九月十日、十一日)の條

などが記してある。

出島蘭商館日誌には、往々澤野忠庵に關する記事を散見するが、これらの記載は、必ずしも豊富であるとは謂へない。しかし、忠庵が、鎖國の初期に於て、紅毛人の醫學、藥學、物理、地理、其他に意を留めて、吾邦の文化の向上に多大なる貢獻をなした事は、推測に難くなく、その吾邦近世文化史上、特筆すべき人物であることを、何人も拒み得ないであらう。

澤野忠庵に師事して、醫術を學びたる者は、少くなかつたと云はれてゐるが、就中、半田順庵、杉本忠惠、西玄甫などは、特に傑出してゐた人物であつた。

半田順庵は、幼時より瘡醫に志篤く、澤野忠庵に醫術を學び、更に阿媽港に渡りて、其技を潤色し、歸朝の後、名聲大に震ひ、當時名醫として、大に景仰された。長崎先民傳

杉本忠惠は、諱を元政といふ。伊豆の人であつた。澤野忠庵の指授をうけて、妙方を傳へ、治療效多く、忠庵の女婿となり、寛文六丙午年十二月朔日、將軍家綱公に謁し、寛文十庚戌年十一月二十五日、廩米二百俵を賜はり、延寶六戌年六月十八日、女院御所御不豫の事により、治療のため、京師に上つた。天和三年癸亥年十二月二十一日を以て致仕し、元祿己巳年十月六日、捐館す。享年七十二。品川東海寺の定惠院に葬る。墓碑に、智峯庵忠惠宗信法橋と勒してある。杉本家由緒書寛政重脩諸家譜

杉本家は、幕末に至るまで、子孫相繼ぎ、醫を以て、幕府に仕へた。

杉本忠惠、其他、合せて六名の合祀塔が、東京品川東海寺境内にある。其合祀塔の第一位に、忠庵淨光先生とある。これは、杉本忠惠の恩師にして、岳父たる澤野忠庵の法名に外ならぬのである。

西玄甫通稱新吉、更に吉兵衛と改むは、少にして蠻語を善くし、承應二癸巳年一六五父吉兵衛承應二癸巳年、致仕し、剃髪して、西蘇安と云ふ。寛文六丙午六年五月十七日一六六)を以て逝くの後を承けて譯司となり、寛文九己酉年一六六致仕し、延寶元癸丑年一六七江戸へ召出され、宗門改の參勤通詞目付役並に外科を兼ね、西久保に屋敷を拜領し、貞享元甲子年九月十五日一六八江戸に於て逝く。長崎町年寄久松家系譜、久松正善の條に、妻は西吉兵衛(阿蘭陀大通詞、後爲官醫賜三百石、稱西玄甫、任法眼)の妹とある

西氏も、澤野忠庵の門人であつた。彼は、澤野忠庵の外に、長崎に來舶せる紅毛醫師たちに就きて、

醫術を修業し、一六六八年二月二十日寛文八年附、甲比丹 Constantin Ranst, Daniel van vliet、醫師アルノルド・デイルクセン Arnold Dirckz 三名の連署ある醫術修業證明書を獲た。その證明書には、西吉兵衛玄甫さちひやうが、南蠻の神父たちや紅毛醫師たちに就きて修業し、この種の證明書を受けたる如何なる人々に勝れてゐる事などが、蘭文にて記してある。Dr. J. P. Kleweg de Zwaan, Völkerkundliches und Geschichtliches über die Heilkunde der Chinesen und Japaner mit besonderer Berücksichtigung Holländischer Einflüssen.

杉本忠惠でも、ひとり澤野忠庵のみに師事した者ではなく、なほ來舶の紅毛醫師にも益を請ふた者と考へるを得ない。

澤野忠庵の門人半田順庵に師事した者のうち、吉田自休字は鉢豊、安齋と云ふは、最も傑出し、吉田流の祖となつた。

先民傳に、元祿丙戌終子家とあるが、元祿時代には、丙戌と云ふ干支はない。元祿七年か、或は寶永三年丙戌年の誤りならん。後考を俟つ。

吉田自休の門人にして、養嗣となつた吉田自庵も亦名醫として知られてゐた。自庵諱は昌全は、筑後の人で、本姓は坂田氏、蚤歲長崎に來り、吉田自休に師事して、その蘊奥を得、自休の養嗣となりて、吉田氏を冒した。貞享二乙丑年一六六八年清國の江君開は、皇帝の使節と稱して長崎に渡來し、その淹留中、肺癰をやみ、衆醫の術ツも效を奏せれりしにより、自庵に治療を請ひ、幸に回春を得たので、歸國の後、書幣を贈り、且つ大國手の三字を親書し、賈舶に託して、之を自庵に呈し、尊崇感謝の意を表したと云

吉田自庵は、元祿四辛未年六月十九日、外科をよくするにより、幕府に召されて、廩米二百俵を賜は
り、二十八日、將軍綱吉公に謁し、閏八月九日、番醫に列し、十二月三日、奥醫に轉す。元祿六癸酉年
十二月十一日、法眼に敍し、百俵の加恩あり、後ち綱吉公みづから敬謹及び鶴龜の大字を書して賜ふ。
寶永六己丑年二月二十一日、勤めを辭し、寄合に列す。翌寶永七庚寅年七月二十七日致仕し、正徳三癸
巳年四月十三日を以て逝く。法名を日耀と云ふ。谷中の正蓮寺に葬る。妻は、野口氏の女であつた。政寛

家譜
重脩諸

吉田家も、代々幕府の醫官となり、以て幕末に及んだ。吉田自休の門下に、村山自伯といふ人物があ
た。自伯、諱は元徳、唐津の人、初め佐介と云ふ。父は村山傳左衛門信庸といひ、母は種葉氏であつ
た。元徳、人となり恢奇にして、才を負ひ、常に氣を好み、任俠の性があつた。吉田自休に師事して、
自伯と稱し、長崎に安住してゐたが、後には其師吉田自休と合はぬやうになつたと云ふ。元祿四年辛未
の春、島原侯の聘に應じて、將に任に赴かんとする際、たまゝ幕府より將軍家の侍醫に任すべき旨内
命ありしため、島原侯の聘を辭して、江戸に赴き、六月十九日、綱吉公に仕へ、廩米二百俵を賜はり、
閏八月九日、番醫となり、元祿七甲戌年十一月二十一日、家業精入るにより、番をゆるされ、寄合に
列す。寶永三丙戌年三月廿二日を以て逝く。享年六十歳。法名を慈徳菴鐵船良濟居士と云ふ。牛込の濟
松寺に葬る。長崎先民傳、寛政重脩諸家譜

背教者澤野忠庵(古賀)

(五五)

一九五

村山自伯の墓誌銘諸江中常夫撰に、「自少游于崎陽、學癰疽之術、且咨諫外國之醫、博聞強記、探其祕奧、及長益精、聲聞殷時世」とある。してみれば、村山氏も、吉田自休の外に、來舶の紅毛醫師たちに益を請ふた者と考へねばならぬ。村山氏も、代々醫官として幕府に仕へ、以て幕末に至つた。

松丘宗順長崎先民傳に松丘とあるが松岡に作るべき者と思ふも、また吉田自休の門人であつた。宗順は、佐嘉の產で、年四十歳を踰ゆるに迨び、はじめて字畫を學び、林吉右衛門に就きて天文學を修め、更に盧艸碩に醫術を學び、また吉田自休の門下に從遊して、外科に長けてゐた。先民傳

要するに、澤野忠庵の門下より杉本忠惠、西玄甫、兩名が、幕府の醫官として抜擢せられ、なほ忠庵の弟子吉田自休の門下より、吉田自庵、村山自伯、兩名が、江戸に召されて、醫官となつた。

澤野忠庵の醫術に造詣の深かつた事、その醫學界に及ぼせる影響の偉大なりしことは、何人も否定する事を得ないであらう。